

日時：令和7年9月26日（金）15:00～

場所：久留米ステーションホテル

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会（第5回）

議 事 次 第

1. 開 会
2. 事業者挨拶
3. 委員長挨拶
4. 議 事
 - 1) 環境レポートについて
 - 2) その他
5. 閉 会

（配付資料）

- ・資料－1 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会出席者名簿
- ・資料－2 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会規約
- ・資料－3 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会の公開方法について
- ・資料－4 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会（第4回）議事要旨
- ・資料－5 筑後川水系ダム群連携事業における環境保全への取り組み（本編）
- ・資料－6 筑後川水系ダム群連携事業における環境保全への取り組み（概要版）
- ・資料－7 小学生高学年向け環境冊子（案）

令和7年9月26日

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会（第5回）出席者名簿

【委員】

乾	隆帝	福岡工業大学 社会環境学部 社会環境学科 教授
小野	仁	日本野鳥の会 福岡支部長
◎古賀	憲一	佐賀大学 名誉教授
嶋田	純	熊本大学 名誉教授
中島	淳	福岡県保健環境研究所 環境生物課 専門研究員
西野	宏	熊本大学 名誉教授
広渡	俊哉	九州大学 名誉教授
真鍋	徹	北九州市立自然史・歴史博物館 館長
山根	明弘	西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
塚原	隆夫	国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

(敬称略。五十音順。◎：委員長)

【独立行政法人水資源機構】

(本 社)

山本 史朋 ダム事業部 設計課長補佐

(筑後川局)

仲道 貴士 局長

松木 浩志 企画調整課長

金森 義幸 調整役

(筑後川上流総合管理所)

前田 剛宏 所長

林 幹男 寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室長

秋山 謙 寺内ダム再生・筑後川水系ダム群連携事業推進室 調査設計課長

【オブザーバー】

(朝倉市)

恒吉 徹 政策監理官

阿南 誠司 水のまちづくり課長

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、筑後川水系ダム群連携事業における環境保全に関して、総合的な観点から指導・助言を行うことを目的とする。

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員会には、会務を総括する委員長を置く。
- 3 委員会は、委員長が召集及び開催し運営する。
- 4 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 5 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の委員会への出席を求めることができる。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、オブザーバーとして、関係行政機関等の委員会への出席を求めることができる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の公開)

第5条 委員会の審議内容は原則公開とし、その方法等は別途定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所に置く。

- 2 事務局は、委員長の指示を受け、委員会の事務を行う。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附 則)

- 1 この規約は、令和5年10月13日から施行する。
- 2 この規約は、令和7年7月1日から一部改正し施行する。

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会の情報公開について

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会(以下、「委員会」という。)規約第5条(委員会の公開)に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

(委員会)

委員会については、原則として、報道機関を通じた公開とする。ただし、議事内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

なお、公開に供するビデオ収録、録音及び写真撮影は、冒頭の委員長の挨拶までとする。

(資料)

委員会の資料については、公表するものとする。公表方法は筑後川上流総合管理所のホームページとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料は、委員会に諮り、公表しないものとする。

また、委員会終了後に議事要旨を作成し、委員会の確認を得た上で、ホームページで公表する。

筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会（第4回） 議 事 要 旨

■日 時：令和7年7月1日（火） 14:00～16:10

■場 所：久留米ステーションホテル 会議室

■出席者：（委 員）古賀委員長、乾委員、嶋田委員、中島委員、西野委員、広渡委員、真鍋委員、
山根委員、塚原委員（代理出席 藤岡技術副所長）
（事務局）5名
（オブザーバー）朝倉市

■配布資料：

- ・議事次第
- ・資料-1 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会出席者名簿
- ・資料-2 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会規約
- ・資料-3 筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会の公開方法について
- ・資料-4 筑後川水系ダム群連携環境保全委員会（第3回）議事要旨
- ・資料-5 環境レポート（本編）（案）
- ・資料-6 環境レポート（概要）（案）
- ・資料-7 環境レポート（冊子）（案）

■審議内容等：

1) 組織変更に伴う規約の変更について

資料-2について事務局から説明し、委員の承諾を得た。

2) 環境レポート（概要）（案）について

資料-6について事務局から説明し、委員の了承を得た。主な意見は下記の通り。

- ・環境レポートとして公表する資料は、「本編」（仮称）及び「概要」（仮称）とする。また、本編は「である」調とし、概要版の本文は「です・ます」調、図表は内容によっては「である」調とし、表現の統一を図る。
- ・概要を2部構成にした趣旨を追加すると良い。
- ・外来種の定義を示した上で、侵略的外来種による影響の3項目（「生態系への影響」、「人の生命・身体への影響」、「農林水産業への影響」）を記載する。
- ・水温変化は非常に重要な課題であり、水質予測結果、トンネルの地熱による水温変化のデータ、モニタリングによる監視の必要性について記載すると良い。

3) 環境レポート（冊子）（案）について

資料－７について事務局から説明し、委員の了承を得た。主な意見は下記の通り。

- ・小学生高学年を対象とした分かりやすい表現とし、適宜QRコードを併用すると良い。
- ・生物写真はできる限り、紹介する地域に実際に生息する生物個体の写真を使用することが望ましい。
- ・人間活動と環境や生物との関わり合いについて記載すると良い。
- ・冊子（仮称）の作成については、必要に応じて、本委員会の後続委員会にて継続して作業を進め、熟度の高い冊子の完成を目指してはどうか、との委員長提案があった。

4) その他

事業予定地である朝倉市がオブザーバーとして出席し、以下の発言があった。

- ・筑後川水系ダム群連携事業環境保全委員会にオブザーバーとして出席し、事業地自治体として意見を述べる機会を頂いたことに感謝する。環境への影響について、専門的見地から丁寧な審議が行われ、事業地の懸念も適切に反映されていると感じている。事業者には工事中だけでなく、事業完了後の継続的なモニタリングを強くお願いしたい。

以 上

資料－５ 筑後川水系ダム群連携事業における環境保全への取り組み（本編）

本編については、以下の URL または QR コードより閲覧いただけます。

https://www.water.go.jp/chikugo/asakura/kankyou/pdf/kankyouhozenhenotorikumi_honpen.pdf



資料－６ 筑後川水系ダム群連携事業における環境保全への取り組み（概要版）

概要版については、以下の URL より閲覧いただけます。

https://www.water.go.jp/chikugo/asakura/kankyou/pdf/kankyouhozenhenotorikumi_gaiyou.pdf



資料－７ 小学生高学年向け環境冊子（案）

小学生高学年向け環境冊子（案）につきましては、案の段階にあるため、公表を差し控えさせていただきます。